

老 発 1205 第 4 号

令 和 6 年 12 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

令和 7 年度介護職員の働きやすい職場環境づくり  
内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰について

介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介し、もって介護職員の働く環境改善を推進することを目的として、別添 1 から別添 3 のとおり各実施要綱等を決定し、令和 5 年度より標記表彰を実施しているところである。

については、都道府県におかれては、管内市町村や関係団体と協力の上、別紙 1「令和 7 年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰推薦要領」に基づき、候補となる者を別紙 2 により令和 7 年 3 月 14 日までに推薦いただくとともに、別紙 3 をあわせてご提出いただきたい。

## 別紙 1

### 令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰 推薦要領

#### 1 推薦の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護事業者を対象とすることとする。

介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

#### 2 推薦者数

1から3までとする。ただし、「介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰実施要領（令和5年1月12日厚生労働省老健局長決定、令和6年12月5日最終改正）」の「9 表彰の数」に定める「優良賞 居宅サービス部門」及び「優良賞 施設・居住サービス部門」の対象サービスに該当する推薦事業者が、原則としてそれぞれ1以上であること。また、該当者がいない場合においてもその旨回答すること。

#### 3 推薦事業者の選定・審査方法等

（1）推薦事業者の選定に当たり、全都道府県からの推薦を促す観点から、厚生労働省老健局に事務局を設け、全国の介護事業者を対象とした公募を行う。事務局にて受け付けた推薦事業者は、その申請内容に不備が無い等を確認の上で事業所所在地である都道府県に送付するので、各都道府県において実施する（2）①～③の公募等と併せて、推薦事業者の選定を行うこと。

（2）推薦事業者の選定に当たっては、以下の①～④の方法が考えられるが、表彰を通じた優良事例の横展開を図るという本表彰の趣旨に鑑み、より多くの介護事業者に参画を促す観点から、原則として①の方法による公募を行っていただきたい。

推薦事業者の選定に当たっては、（1）により事務局が各都道府県に送付する推薦事業者も併せて選定すること。ただし、①～③を実施せず、④の方法のみで推薦することは認められない。また、③による場合には、特定の団体でなく、可能な限り複数の団体と協議を行うこと。

① 都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦する方法

② 類似の表彰制度の結果に基づき、表彰候補者を推薦する方法

③ 都道府県において管内関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦する方法

④ (1)により事務局が送付した介護事業者について、審査を実施した上で表彰候補者を推薦する方法

(3) 介護事業者の提出書類の審査に当たっては、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領」の「(別紙1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考基準」を参考とすること。

(4) 厚生労働省の事業等に参画して一定の成果が得られた介護事業者の事例及び本表彰に係るこれまでの実施概要を、以下の厚生労働省ホームページにおいて紹介しているところであり、推薦事業者の選定にあたり適宜参考にすること。

(リンク先)

・介護分野における生産性向上ポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

・令和6年度実施概要

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo_00002.html)

・令和5年度実施概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo.html>

(5) 推薦事業者は以下の要件を全て満たすこと。また、(別紙3)の関係法令遵守報告書を都道府県知事に提出すること。

① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令を遵守していること。

② 社会保険(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有していないこと。

#### 4 調書等の作成及び提出

(1) (別紙2)調書及び(別紙3)関係法令遵守報告書について、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室まで提出すること。

提出期日：令和7年3月14日(金)(厳守)

提出先 : kaigoseisansei@mhlw.go.jp

(2) (別紙2) 調書の「2 具体的な取組内容」のそれぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。記載内容は、「職員の待遇改善に係る取組(待遇改善)」、「人材育成に係る取組(人材育成)」、「介護現場の生産性向上に係る取組(生産性向上)」のいずれかの取組のみの記載であっても差し支えない。なお、「抱えていた課題」、「取組時期」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」は調書の「小分類」で選択した取組に対応する記載とする。

(別紙2) 調書の「2 具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載すること。なお、取組が1つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載すること。

(3) 調書等の事務局への提出に際しては電子媒体のみとし、紙媒体の提出は不要とすること。

(4) 調書等の内容を補足するため、写真等の参考資料を添付することを可能とするが、1事業所・施設等につき、10ページを上限とすること。なお、提出に際して、電子媒体での送付が困難な場合、個別に連絡の上、事務局が指定する部数の紙媒体を提出すること。

(5) 調書等の提出と併せて、事務局の求めに応じ、介護事業者の取組と関連する写真の電子媒体を提出すること。

(6) 上記の他、事務局は、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合がある。

## 5 表彰の種類及び表彰数

推薦事業者については、厚生労働省老健局長による委嘱を受けた者によって構成される委員会の審査を経て、以下のとおり表彰する。

### (1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度。

### (2) 厚生労働大臣表彰

#### ①優良賞「居宅サービス部門」

介護保険法第8条第1項に定める「居宅サービス(「特定施設入居者生活介護」を除く)」、同条第14項に定める「地域密着型サービス(「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生

活介護」を除く)及び同条第 24 項に定める「居宅介護支援」を実施している者であつて、優れた取組を行う事業者((1) 内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。)を数名程度。

#### ②優良賞「施設・居住サービス部門」

介護保険法第 8 条 11 項に定める「特定施設入居者生活介護」、同条第 20 項に定める「認知症対応型共同生活介護」、同条第 21 項に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護」、同条第 22 項に定める「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、同条第 25 項に定める「介護保険施設」、老人福祉法第 5 条の 3 に定める「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、同法第 29 条で定める「有料老人ホーム」及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に定める「サービス付き高齢者向け住宅」を実施している者であつて、優れた取組を行う事業者((1) 内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。)を数名程度。

#### ③奨励賞

上記以外の事業者。ただし、委員会において不相当と判断された者を除く。

### 6 留意事項

- (1) 本表彰は、介護事業者(事業所・施設)単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではないことに留意すること。各介護事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する介護事業者を複数推薦することは避けること。ただし、他の都道府県で推薦されている介護事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではない。
- (2) 介護事業者の推薦に当たっては、サービス種別を問わず推薦すること。
- (3) 推薦に当たっては、推薦事業者の法令遵守状況について指導監査に携わる関係部に事前に確認すること。
- (4) 委員会による審査は、令和 7 年 4～6 月を目途に実施する予定である。また、同年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した介護事業者に対する表彰式を実施する予定である。

表彰された介護事業者におかれては、介護事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者が出席することが望ましい。また、表彰式の広報のため各都道府県担当者の出席を求めることがある。

別紙 2

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 応募書類

1 基本情報

運営法人	名称	
	名称 (フリガナ)	
	代表者	
	住所	
	URL	
事業所・施設等	名称	
	名称 (フリガナ)	
	代表者	
	サービス種類 (選択)	
	住所	
	URL	
担当者 (事業者)	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
利用者数		
従業員数 (常勤/非常勤) ※法人ではなく、事業所・施設単位の人数 をご回答ください。		
くるみん認定制度、えるぼし認定制度及び ユースエール認定制度による認証状況		
人材育成等に取り組む事業所の認証評価制 度実施事業による認証状況		
その他、待遇改善に係る認証・表彰受賞状 況等		
その他、人材育成に係る認証・表彰受賞状 況等		

(記載にあたっての留意点)

- 行の高さや列の幅を調整するのは差し支えありませんが、行や列の追加は行わないでください。
- 同一箇所に複数の事業所・施設があり、取組を一体的に行っている場合、主たる事業所・施設について記載してください。
- 利用者数、従業員数は令和7年1月1日時点の内容としてください。

白色のセルが記入欄です。

(※)が付いた欄について、取組の効果の指標は、厚生労働省「効果測定ツール」でご紹介している「評価指標一覧」を参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001125855.pdf>

2 具体的な取組内容

大分類								
小分類								
抱えていた課題								
取組時期		○年○月頃	～	○年○月頃				
取組のプロセス	取組方針の決定方法							
	きっかけ・発案者							
	具体的な取組内容							
	取組を進める中での葛藤や いさかい・小さな成功体験							
要したコスト (金銭的・時間的・あるいは調整等)								
特筆すべき アピールポイント								
取組の効果(※)	例) 指標	人員(業務にかける人数)	具体的な指標の内容	1回の入浴介助に要する職員数	取組前	2人	取組後	1人
	①指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	②指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	③指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	④指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	⑤指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	その他の指標				取組前		取組後	
	その他の指標				取組前		取組後	
	その他の指標				取組前		取組後	
今後の展望	事業所・法人内							
	他事業所・法人							

大分類								
小分類								
抱えていた課題								
取組時期		○年○月頃	～	○年○月頃				
取組の プロセス	取組方針の決定方法							
	きっかけ・発案者							
	具体的な取組内容							
	取組を進める中での葛藤や いさかい・小さな成功体験							
取組 2	要したコスト (金銭的・時間的・あるいは調整等)							
	特筆すべき アピールポイント							
取組の 効果(※)	例) 指標	人員(業務にかける人数)	具体的な指標の内容	1回の入浴介助に要する職員数	取組前	2人	取組後	1人
	①指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	②指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	③指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	④指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	⑤指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
今後の 展望	事業所・法人内							
	他事業所・法人							



大分類								
小分類								
抱えていた課題								
取組時期		○年○月頃	～	○年○月頃				
取組の プロセス	取組方針の決定方法							
	きっかけ・発案者							
	具体的な取組内容							
	取組を進める中での葛藤や いさかい・小さな成功体験							
取組 3	要したコスト (金銭的・時間的・あるいは調整等)							
	特筆すべき アピールポイント							
取組の 効果(※)	例) 指標	人員(業務にかける人数)	具体的な指標の内容	1回の入浴介助に要する職員数	取組前	2人	取組後	1人
	①指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	②指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	③指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	④指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	⑤指標		具体的な指標の内容		取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
	その他の 指標				取組前		取組後	
今後の 展望	事業所・法人内							
	他事業所・法人							

実効性	職員負担軽減や満足度等 ※1個以上選択	①指標		取組前		取組後	
		②指標		取組前		取組後	
		③指標		取組前		取組後	
		④指標		取組前		取組後	
		⑤指標		取組前		取組後	
		その他の指標		取組前		取組後	
		その他の指標		取組前		取組後	
		その他の指標		取組前		取組後	
持続性	ア 継続的に取り組む体制や仕組み						
	イ 補助金等の活用状況 (自己財源の活用状況)						
	ウ 職員の意見を聞く機会、協働体制 ※①②のうち、1個以上記載	①指標	生産性向上の取組を進めるための委員会	実施有無		「有」の場合、実施頻度	
		②指標	職員の意見を反映した取組の件数	取組前		取組後	
		その他の指標		取組前		取組後	
		その他の指標		取組前		取組後	
その他の指標		取組前		取組後			

別紙3

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり  
内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰 関係法令遵守報告書

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 様

所在地  
法人名  
介護事業者名  
介護事業者代表者職・氏名

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰に〇〇（都道府県名）の候補として推薦されるにあたり、以下のとおり報告します。

記

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していること。
- (2) 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有していないこと。

## 別添 1

### 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要綱

〔 令 和 5 年 1 月 12 日 〕  
〔 厚 生 労 働 大 臣 決 定 〕

#### 1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

#### 2 表彰の対象

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、極めて顕著な功績がみられた介護事業者

#### 3 表彰者

内閣総理大臣

#### 4 被表彰者の決定

内閣総理大臣は、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

#### 5 実施の事務

実施に関する事務は、厚生労働省老健局において行う。

#### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰の実施に関し必要な事項は、厚生労働省老健局長が定める。

#### 附則

この実施要綱は、令和5年1月12日から施行する。

(別添2)

## 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領

令和5年1月12日  
令和6年1月24日一部改正  
令和6年12月5日最終改正  
厚生労働省老健局長決定

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要綱(令和5年1月12日厚生労働大臣決定)第6項に基づき、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

### 1 都道府県からの表彰候補者の推薦

厚生労働省老健局(以下「事務局」という。)は、都道府県から、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組を積極的に行う介護事業者に係る推薦を受け付ける。

### 2 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考委員会の開催

厚生労働省老健局長(以下「局長」という。)は、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

#### (1) 委員会の任務

委員会は、前項により都道府県から推薦があった者について、都道府県から提出された資料等に基づき、別紙1の選考基準等を踏まえ、表彰候補を選定する。

#### (2) 委員会の委員

委員会の委員は、局長が委嘱する者とする。

#### (3) 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

### 3 表彰の種類

次のアからウまでのいずれかに該当する取組を行った介護事業者について、内閣総理大臣が表彰する。

ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ 介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

### 4 表彰の対象

全ての介護サービス事業所・施設等を対象とする。

5 表彰状

別紙2のとおりとする。

6 表彰の数

特に優れた取組を行う事業者を数名程度表彰する。

7 その他

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等の内容に虚偽がある場合又は当該介護サービス事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合には、表彰の取消等を行うことができる。

附則

この実施要領は、令和5年1月12日から施行する。

(別紙1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考基準

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等に基づき、以下の評価項目ごとに0点を最低点、「配点」欄の点数を最高点として採点を行い、評価点を算出する。

評価項目	評価ポイント	配点
<p>①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること</p>	<p>(1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組</li> <li>・腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組</li> </ul> <p>(2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</li> <li>・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>(3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組</li> <li>・介護テクノロジーの活用による取組</li> <li>・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul> <p>(4) 上記の(1)～(3)の各取組について「抱えていた課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピー</p>	<p>45</p>

	ルポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。	
②複数の課題に対して優れた取組を行っているか	○ 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。	5
③実効性のある取組であること	○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・業務時間の変化 ・業務量の変化 ・人員(業務にかける人数)の変化 ・職員の心理的負担感の変化 ・職員の身体的負担感の変化 ・待遇改善の状況 ・人材育成の状況  ○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・事業所の1か月あたりの総業務時間の変化 ・1か月の平均残業時間(1人あたり)の変化 ・有給休暇(年間)の平均取得日数(1人あたり)の変化 ・職員1人あたりの利用者数の変化 ・離職率の変化 ・介護職員の心理的負担感(SRS-18)の変化 ・利用者の満足度(WHO-5)の変化 ・ワークエンゲージメント尺度に基づく変化	30
④持続性のある取組であること	・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 ・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。 (指標の例) ・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況 ・職員の意見を反映した取組の件数 等	10
⑤他の事業所での導入(横展開)が期待される取組	・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開	10



であること、事業所が横展開に協力的であること	に協力的であるか。	
------------------------	-----------	--

(別紙2)

表彰状

被表彰者名殿

貴殿は

介護職員の働きやすい職場環境づくりの実現に資する

特に優れた取組に尽力されました

この取組は他の模範となるものであり

その功績は極めて顕著であります

よってこれを表彰します

年 月 日

内閣総理大臣氏名印

(別添3)

## 介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰実施要領

令和5年1月12日  
令和6年1月24日一部改正  
令和6年12月5日最終改正  
厚生労働省老健局長決定

### 1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰（「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要綱」（令和5年1月12日厚生労働大臣決定）に基づく表彰をいい、以下「内閣総理大臣表彰」という。）とあいまって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

### 2 表彰者

厚生労働大臣

### 3 表彰の対象

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護事業者

### 4 都道府県からの表彰候補者の推薦

厚生労働省老健局（以下「事務局」という。）は、都道府県から、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組を積極的に行う介護事業者に係る推薦を受け付ける。

本推薦は、内閣総理大臣表彰に係る推薦を兼ねるものとし、事務を一体として行う。

### 5 介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰選考委員会の開催

厚生労働省老健局長（以下「局長」という。）は、介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

委員会は、内閣総理大臣表彰に係る選考委員会を兼ねるものとし、事務を一体として行う。

#### (1) 委員会の任務

委員会は、4により都道府県から推薦があった者について、都道府県から提出された資料等に基づき、別紙1の選考基準等を踏まえ、表彰候補を選定する。

#### (2) 委員会の委員

委員会の委員は、局長が委嘱する者とする。

#### (3) 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

## 6 表彰の種類

次のアからウまでのいずれかに該当する取組を行った介護事業者について表彰する。

ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ 介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

## 7 表彰の対象

全ての介護サービス事業所・施設等を対象とする。

## 8 表彰状

別紙2のとおりとする。

## 9 表彰の種類及び表彰数

### (1) 優良賞「居宅サービス部門」

4による都道府県からの推薦があった者のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に定める「居宅サービス(「特定施設入居者生活介護」を除く)」、同条第14項に定める「地域密着型サービス(「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を除く)」及び同条第24項に定める「居宅介護支援」を実施している者であって、優れた取組を行う事業者(内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。)を数名程度。

### (2) 優良賞「施設・居住サービス部門」

4による都道府県からの推薦があった者のうち、介護保険法第8条第11項に定める「特定施設入居者生活介護」、同条第20項に定める「認知症対応型共同生活介護」、同条第21項に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護」、同条第22項に定める「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、同条第25項に定める「介護保険施設」、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、同第29条で定める「有料老人ホーム」及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に定める「サービス付き高齢者向け住宅」を実施している者であって、優れた取組を行う事業者(内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。)を数名程度。

### (3) 奨励賞

4による都道府県からの推薦があった者を数名程度(内閣総理大臣表彰の受賞者、(1)及び(2)の優良賞の受賞者を除く。また、委員会において不適当と判断された者を除く。)

## 10 その他

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等の内容に虚偽がある場合又は当該介護サービス事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合には、表彰の取消等を行うことができる。

#### 附則

この実施要領は、令和5年1月12日から施行する。

(別紙1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり厚生労働大臣表彰選考基準

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等に基づき、以下の評価項目ごとに0点を最低点「配点」欄の点数を最高点として採点を行い、評価点を算出する。

本選考基準は、内閣総理大臣表彰に係る選考基準と同一のものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
<p>①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること</p>	<p>(1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組</li> <li>・腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組</li> </ul> <p>(2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</li> <li>・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>(3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組</li> <li>・介護テクノロジーの活用による取組</li> <li>・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul> <p>(4) 上記の(1)～(3)の各取組について「抱えていた課題」、「取組</p>	<p>45</p>

	時期]、「取組のプロセス]、「要したコスト]、「特筆すべきアピールポイント]及び「今後の展望]が具体的に記載されていること。	
②複数の課題に対して優れた取組を行っているか	○ 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。	5
③実効性のある取組であること	○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・業務時間の変化 ・業務量の変化 ・人員(業務にかける人数)の変化 ・職員の心理的負担感の変化 ・職員の身体的負担感の変化 ・待遇改善の状況 ・人材育成の状況  ○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・事業所の1か月あたりの総業務時間の変化 ・1か月の平均残業時間(1人あたり)の変化 ・有給休暇(年間)の平均取得日数(1人あたり)の変化 ・職員1人あたりの利用者数の変化 ・離職率の変化 ・介護職員の心理的負担感(SRS-18)の変化 ・利用者の満足度(WHO-5)の変化 ・ワークエンゲージメント尺度に基づく変化	30
④持続性のある取組であること	・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 ・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。 (指標の例) ・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況 ・職員の意見を反映した取組の件数 等	10
⑤他の事業所での導入(横展開)が	・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員	10

期待される取組 であること、事 業所が横展開に 協力的であるこ と	の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開 に協力的であるか。	
---	---	--



(別紙2)

優 良 賞 (居宅サービス部門)	表彰状
被表彰者名殿	
貴殿は	
介護職員の働きやすい職場環境づくりの実現に資する 優れた取組に尽力されました	
この取組は他の模範となるものであり	
その功績は極めて顕著であります	
よってこれを表彰します	
年 月 日	
厚生労働大臣 氏名印	

優 良 賞 (施設・居住サービス部門)	表彰状
被表彰者名殿	
貴殿は	
介護職員の働きやすい職場環境づくりの実現に資する 優れた取組に尽力されました	
この取組は他の模範となるものであり	
その功績は極めて顕著であります	
よってこれを表彰します	
年 月 日	
厚生労働大臣 氏名印	

奨励賞  
表彰状

被表彰者名 殿

貴殿は

介護職員の働きやすい職場環境づくりの実現に資する  
取組に尽力されました

この取組は他の模範となるものであり

その功績は極めて顕著であります

よってこれを表彰します

年 月 日

厚生労働大臣 氏 名 印